

役員等報酬及び費用弁償規程

(平成 21 年 1 月 16 日制定 規則第 13 号)

(令和 4 年 3 月 27 日 改定)

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人三重福祉会（以下「法人」という。）定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、法人の役員等の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(定 義)

第 2 条 本規定でいう役員等とは、次に掲げるものをいう

- (1) 理事
- (2) 評議員
- (3) 監事
- (4) 評議員選任・解任委員
- (5) 苦情解決第三者委員

(報 酬)

第 3 条 報酬とは、法人の人事労務、財務、運営等の職務を分掌するなど経営管理に携わる役員に対して職務執行の対価として支払われる

- 2 週に 3 日以上業務を執行する役員を常勤役員とし、2 日以下の場合には非常勤役員とする
- 3 常勤役員等に対する報酬等の額は、別表-1 により支払うものとする。但し、非常勤役員の報酬額は、二分の一とする。
- 4 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。
- 5 報酬の額は三年毎に改定されるものとする。

(費用弁償)

第 4 条 法人の役員等に対して次の業務に従事した場合は、費用弁償を支給する。

- (1) 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会および苦情第三者委員会への出席
 - (2) 監事による定期又は臨時監査
 - (3) 行政機関による監査の立会
 - (4) 役員研修会への参加および他施設の視察
 - (5) その他理事長が必要と認めた業務
- 2 前項の規定は、役員等が職員である場合には適用しない。
また、業務の主催者等から報酬相当額が支払われた場合にも適用しない。
- 3 第 1 項から 3 項の額は日額交通費含み 4,200 円とし、業務の都度支払う。
ただし、連続して業務に従事する場合には、月単位で支払うことができる。
- 4 前条の (4) (5) の場合は、費用弁償として「社会福祉法人三重福祉会旅費規程」を準用し、旅費を支給する。旅費は、原則として役員の所在地を起点として計算する。

(改 正)

第 5 条 この規程の改正については、理事会・評議員会の議決を要する。

役員等報酬及び費用弁償規程

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から改定施行する。